芦屋市文化財保護審議会 会長 多淵 敏樹 様

> 芦屋市教育委員会 教育委員長 近藤



芦屋市指定文化財の指定について (諮問)

芦屋市文化財保護条例(平成元年芦屋市条例第7号)第5条の規定に基づき,次の とおり諮問します。

記

- 2 諮問の理由 本市にとって特に文化的価値の高いものを芦屋市指定文化財として指定しようと するため。
- 3 指定候補資料 別紙のとおり

以上

芦屋市指定文化財候補

名 称 金津山古墳(かなつやまこふん)

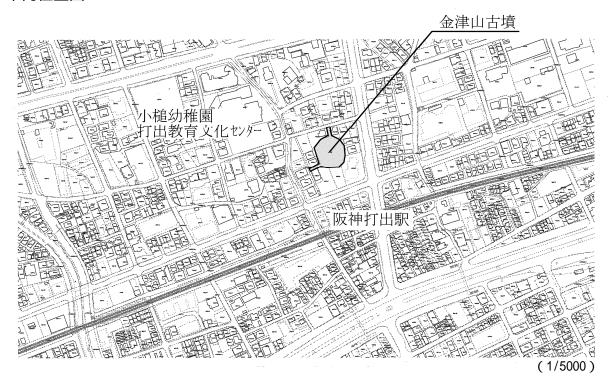
種 別 芦屋市指定史跡

所在地,面積及び所有者(管理者)

| 土地表示 (地番) | | 面積 | 所有者(管理者) |
|-------------|--------|-------------------------|----------|
| 芦屋市春日町 | 153番 | 1,421.00m ² | - 芦屋市 |
| | 156-2番 | 3 1 6 . 5 0 m² | |
| 計 | | 1,737.50 m ² | |

指定範囲位置図は次葉を参照願います。

市内位置図



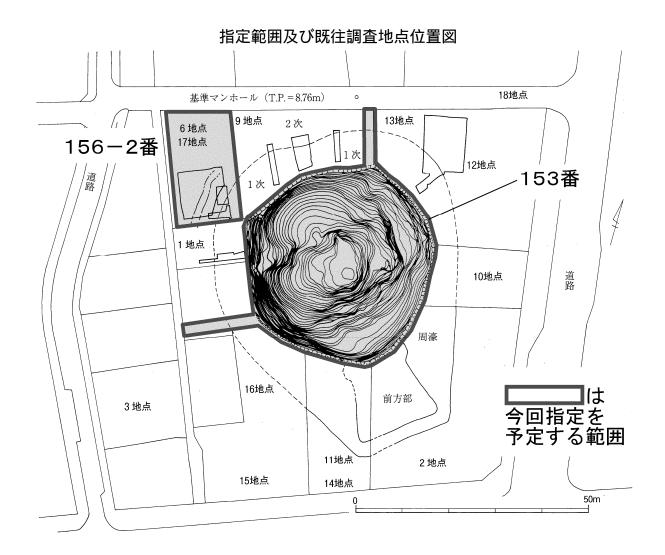
現状及び現在までの調査等の経緯

153番地

現状は山林で,古墳の墳形については,従来の調査によって,短小な前方部を有する帆立貝形の前方後円墳(帆立貝形古墳)であり,その周りに馬蹄形の内周濠が巡ることが明らかになっている。墳丘規模は,全長55m,後円部径42m,前方部長13m,前方部前端部18mである。

156-2番地

現状は,福祉施設(建築面積189.46㎡,鉄筋コンクリート造一部木造,地上2階建)が築造されているが,その地下に同古墳の2重目の周濠の一部(外周濠)が埋没保存されている。



現在までの調査等の経緯(主要なものの抜粋)

昭和49年度 墳丘外形測量実施。大型円墳として記録。

昭和60年度 第1地点で確認調査実施。円筒埴輪等の初検出,古墳の築造時期 を5世紀後半と推定。

昭和62年度 第2地点で確認調査及び本発掘調査実施。前方後円墳の判明。

平成元年度 後円部構造及び段築と埋蔵施設の上面を確認。盗掘形跡の少ない ことが判明。

平成2年度 第6地点で確認調査実施。後円部周濠の一部を確認。

平成6年度 墳丘の保存計画予備調査実施。

平成7年度 第9地点で確認調査及び本発掘調査実施。後円部周濠完周を推定。

平成15年度 第12地点で確認調査及び本発掘調査実施。周濠の完周を追認。

平成20年度 第17地点で確認調査実施。2重周濠の存在を確認し,地下保存 に至る。

調査等の経緯の詳細については, 芦屋市文化財調査報告第75集「金津山古墳発掘調査報告書」を参照。

土地の用途規制等の状況

都市計画区域内 市街化調整区域

第1種中高層住居専用地域(153番地東側は第2種中高層住居専用地域) 芦屋景観地区(市域全域)

史跡指定後の保存管理計画,追加指定等の計画 策定中

その他特記事項

なし

芦屋市文化財保護条例(平成元年4月1日条例第7号)-抜粋-

(指定)

- 第5条 教育委員会は,本市の区域内に存する文化財のうち,国又は県の指定を受けた文化財を除き本市にとって特に文化的価値の高いものを芦屋市指定文化財(以下「市指定文化財」という。)に指定することができる。
- 2 前項の規定による指定は,当該文化財の所有者の申請によるもののほか,あらかじめ当該文化財の所有者の同意を得て行うものとする。ただし,当該文化財の所有者が判明しない場合は,この限りでない。
- 3 教育委員会は,第1項の規定により市指定文化財の指定をしたときは,その旨を告示するとともに,当該文化財の所有者に通知しなければならない。

(審議会)

- 第 13 条 教育委員会に芦屋市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は,教育委員会の諮問に応じ,市指定文化財の指定及びその指定の解除その 他文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査審議し,並びにこれらの 事項について教育委員会に建議する。